

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

高山村長 様

氏 名 印

高山村農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年高山村要領6号）第9条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座) 番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏名			

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し※
 - ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で給付申請する場合はそれぞれの書類））※
 - ・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
 - ・税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）
- ※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい